

平成 17 年 10 月 1 日
17 総（通達）第 9 号
（最終改正）平成 27 年 12 月 22 日
27 総（通達）第 19 号

○ 保有個人情報の開示に係る手数料及び電磁的記録の開示について

（目的）

第 1 条 この通達は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成 15 年 12 月 25 日政令第 549 号。以下「令」という。）及び個人情報保護規程（17（規程）第 57 号。以下「規程」という。）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示に係る手数料及び電磁的記録の開示に関し必要な事項を定め、もってその適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（保有特定個人情報の取扱い）

第 1 条の 2 保有特定個人情報の開示に係る手数料及び電磁的記録の開示については、人事部長が別に定める。

（用語の定義）

第 2 条 この通達における用語の意義は、法、令及び規程の定めるところによる。

（文書又は図画の開示の実施）

第 3 条 開示請求に係る保有個人情報の開示において、令第 5 条第 2 項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

（1）文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、ウ及びエに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

ア 当該文書又は図画（法第 24 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、イに規定するもの）の閲覧

イ 当該文書又は図画を複写機により A 3 判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ウに掲げる方法に該当するものを除く。）ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは A 2 判の用紙に複写したものの交付（ウに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ウ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

エ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を FD、CD-R 又は DVD-R に複写したものの交付

（2）（1）に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号）第 4 条第 2 項に基づく文書又は図画の開示の実施の方法として機構が定める開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

(電磁的記録の開示の実施)

第4条 開示請求に係る保有個人情報の開示において、法第24条第1項で定める電磁的記録についての方法はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録の種別又は量により、前各号の方法により開示することが困難である場合の当該電磁的記録の開示の方法は、法令等において定める方法を参酌してその都度定める。

(手数料)

第5条 開示請求をする者は、機構の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(手数料の額等)

第6条 開示請求に係る手数料は、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

(手数料の納付方法)

第7条 手数料の納付方法は、現金(送付による申込みの場合は現金書留)又は郵便為替とする。

(過誤納の手續)

第8条 第6条に規定する手数料の額と実納された手数料に過誤が生じた場合又は送付用郵便切手の額に過誤が生じた場合には、窓口担当者は以下の手續を行う。

- (1) 手数料が未納の場合及び手数料が不足している場合
開示請求者に連絡を取り、開示請求書を返戻するとともに、所定の手数料を納付すること等を求める。
- (2) 手数料が過納である場合
開示請求者に連絡を取った上で、審査手續開始後に還付事務手續を執るよう求める。
- (3) 既納手数料の取扱い
正当な手續により納付された手数料については、前第2号により定められた過納の場合を除いて返還しない。
- (4) 送付用郵便切手の取扱い
納付された送付用郵便切手の額が必要額に満たない場合には、開示請求者に対して不足分の送付用郵便切手を納付することを求める。また、納付された送付用郵便切手の額が必要額より多い場合には、分離が可能であれば分離して必要額分を使用し、残余については法人文書の写しの送付の際に返却する。分離が不可能である場合はそのまま使用する。

附 則

この通達は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日 18総(通達)第7号)

この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日 26 総（通達）第 15 号）
この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日 26 総（通達）第 56 号）
この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 22 日 27 総（通達）第 19 号）
この通達は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。